

労働者派遣法の見直しを求める意見書

いくら働いても生活保護水準以下の生活から抜け出せないワーキングプアなど、不安定で極めて低い賃金を強いられている非正規雇用の広がり、大きな社会問題としてクローズアップされている。とりわけ携帯やメールで日給仕事を得る「日雇い派遣」など、派遣労働者の実態は深刻なものとなっている。

政府の統計資料によると、サラリーマンの平均給与は9年連続で減り続け、年間を通して働いても年収200万円以下の方は1千万人を超える状態となり、ワーキングプアは450万世帯とも600万世帯ともいわれるまでになっている。その一方で、資本金10億円以上の大企業の経常利益は1999年度から2006年度までの9年間で、15兆1千億円から2.2倍の32兆8千億円に膨らむなど、企業の収益は伸びても労働者の所得は減り、貧困層が拡大する事態を生み出している。

この背景には、派遣、請負、パートなど非正規雇用を拡大させる労働法制の規制緩和がある。政府は、派遣労働を1999年に原則自由化し、2004年には製造業にまで拡大した。この結果、大企業は正規雇用を減らしながら派遣・契約など低賃金の非正規雇用に次々と置きかえ、人材派遣会社に登録し「日雇い派遣」として1日単位で仕事に派遣される労働者が、若者を中心に急増する事態となった。アパートなどの家賃が払えず、ネットカフェなどで寝泊まりせざるを得なくなる「ネットカフェ難民」が生まれ、今日、全労働者に占める非正規雇用者数は33.2%にまで増大している。

よって、稲城市議会は政府に対し、労働法制の規制緩和による登録型派遣や日雇い派遣などは、労働者の立場に立って見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月28日

稲城市議会議長 原 田 えつお